

令和3年度第3回長野県契約審議会次第（Web会議）

日時 令和4年（2022年）2月1日（火）

午後1時30分から3時まで

場所 議会棟3階 第1特別会議室（事務局）

1 開 会

2 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

(2) 報告事項

ア 建設工事に係る公募型見積合わせの導入について

【取組番号61】

イ 建設工事等における全国の落札率の推移

【取組番号3】

ウ 清掃、警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

【取組番号18 76】

3 その他

4 閉 会

資料一覧表

審議事項

- ア 前回審議会の主な意見 . . . 資料1 (P 1)

報告事項

- ア 建設工事に係る公募型見積合わせの導入について . . . 資料2 (P 3)
- イ 建設工事等における全国の落札率の推移 . . . 資料3 (P 5)
- ウ 清掃、警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定
. . . 資料4 (P 6)

令和3年度第3回長野県契約審議会（2月1日（火）開催）

長野県契約審議会委員名簿

（任期3年 令和2年9月1日から令和5年8月31日まで）

（敬称略、五十音順）

氏名	経歴・役職等	備考
あい ざわ ひさ こ 相 澤 久 子	公認会計士	出席
あき ば よし え 秋 葉 芳 江	長野県立大学ソーシャル・イノベーション創出センター チーフキュレーター	出席
うす い みつ あき 碓 井 光 明	東京大学名誉教授 東亜大学大学院総合学術研究科教授	出席
おく はら みどり 奥 原 みどり	一級建築士	出席
きの した しゅう 木 下 修	一般社団法人長野県建設業協会会長	出席
た むら しげる 田 村 秀	長野県立大学グローバルマネジメント学部教授	出席
なか しま み か 中 島 実 香	弁護士	
にし むら なお こ 西 村 直 子	信州大学名誉教授 立命館大学食マネジメント学部教授	
ほり こし みち よ 堀 越 倫 世	税理士	出席
もり しゅん や 森 俊 也	長野大学企業情報学部教授	出席
ゆ もと のり まさ 湯 本 憲 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出席
よし の よう いち 吉 野 洋 一	一般財団法人首都高速道路協会理事	出席

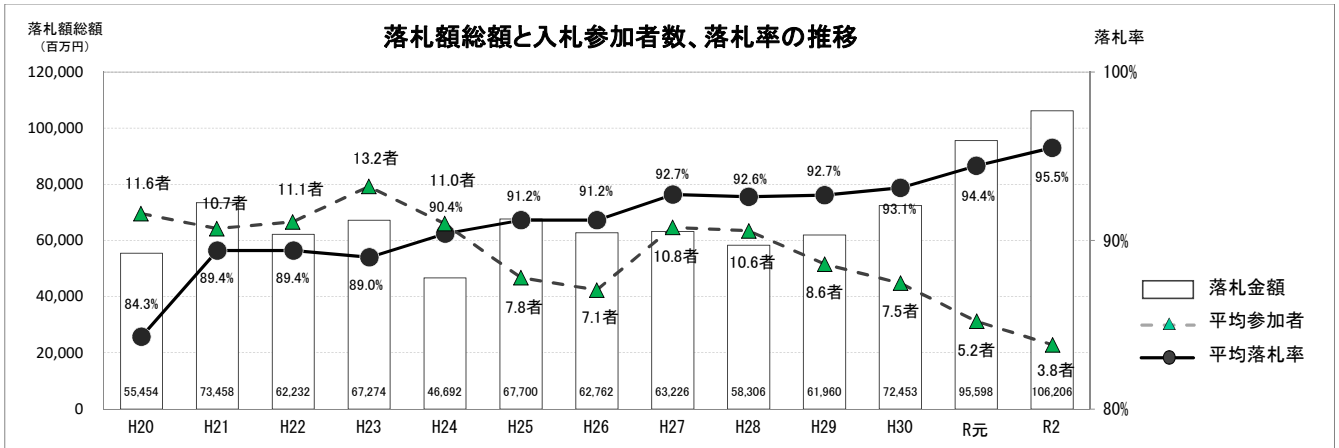
前回審議会の主な意見 [令和3年度第2回契約審議会(9月2日)]

資料1

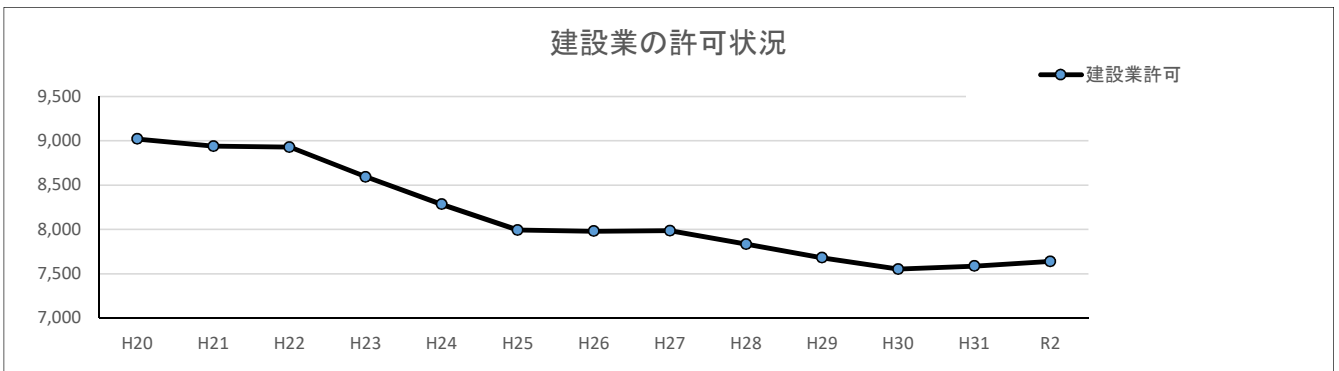
項目	取組番号	委員	意見の要旨	回答・対応案等	
(2)ア 県の契約状況の概要	3	資料2について			
		湯本委員	・その他の契約が一桁多くなっていて、コロナ関連の支援金ということですが、これは県外の本店というのがメインになっていますが、県内の本店では困難であったのか。	・いずれも大規模な事業であったことから、事業の確実な実施が見込める人材やネットワークを有する事業者の中から、当該事業者が選定がされたものと考えます。県外本店にはなりますが、県内支店が落札して事業を実施しております。	
		森委員	・県内本店と県外本店の伸び率の違いはどのような要因か。	・コロナに関連する事業の多くが、県外本店の事業者が契約対象となり、何れも大規模な事業であったことが主な要因だと考えます。ただし、県内支店が契約しております、長野県内の皆さんの雇用のために支出されております。	
	相澤委員	・対象機関が「企業局と県警及び県外の現地機関を除きます」とありますが、これが全体なのかどうか、どのぐらいの割合を占めているのかということを知りたい。この表が全体の8割9割占めているのであれば良いが、半分程度であれば審議会として判断できないのではないか。	・企業局及び県警に製造の請負等3契約について確認したところ、R2の契約額は23.6億円余であり、R2県全体の9%、コロナ関連業務のなかったR1県全体の16%程度となります。このため、県の契約状況の概要として報告している現在の表は、県全体の約8~9割を占めており、契約状況の傾向は示しているものと考えております。		
	資料3について				
	田村委員	・落札額総額が年々増えている中で、平均参加者が右肩下がりである。国土強靱化の関係で事業量が落ち着けば、平均参加者も増えるか。県としては、どのような対策を取る予定か。	・発注案件数と平均参加者数の間には相反関係の傾向があります。国土強靱化や災害復旧の事業量が落ち着けば、平均参加者数も増えると考えています。 ・入札参加者を増やす取組みとして、工事規模に応じて決めた建設業者ランクを一時的に拡大しています。		
	湯本委員	・総合評価落札方式の工事の地域貢献について非常に増えているわけですが、今後もそのような傾向が続くのか。	・国土強靱化や災害復旧等の事業量増に伴う一時的な増加と考えています。		
	森委員	・地域別の動向で、地元受注率(金額)が、松本や北信は、令和2年度、3年度を比較すると、20%から30%の増減がある、原因は何か。 ・木曽は、令和2年度、3年度ともに50%台であるが、原因は何か。	・地元受注率(金額)について、松本では長大トンネル工事、北信では長大橋梁工事と大きな案件が地元外の受注となったためですが、地元受注率(件数)は例年並みです。 ・木曽地域は、令和2年度、3年度ともに大きな建築工事が発注され、これらが地元外の業者が受注したためです。		
	西村委員	・平成23年度から平成26年度にかけてにわたる経過のトレンドを見ると、発注件数と平均参加者数が共に減少する局面がある。常連ばかりが残ってしまうような傾向がないのか調べ欲しい。	・参加者が30者を超えるような多くの者が参加する工事が大きく減少したこと、建設業の許可者数が減少したことが、平均参加者数の減少に影響したと考えます。(詳細は別紙) ・最近10年間の落札件数が多い上位20者の各年の落札件数を調査したところ、常に安定的に落札するような状況は確認できませんでした。		
	堀越委員	・業務委託の平均落札率が建設工事や森林整備業務に比較すると低い。その要因はどうか。	・業務委託と建設工事では、ダンピングを防ぐための低入札価格調査基準価格や失格基準価格の率の考え方が違うため、平均落札率に違いがあります。落札率90%でも経営上は問題ないと考えています。		
秋葉委員	・建設、委託両方ともですが、不調がかなりの件数になっております。最終的に予定していた事業が年度内に実施することができずに終わっているのか、ほぼできているのか。	・不調となった案件は再度公告入札などを行い、予定した事業は実施できています。なお、やむを得ず年度内に完了しないものは、予算繰越しなどを行い、適切に事業を執行しています。			
(2)イ 建設工事の総合評価落札方式における加点対象拡大	75	吉野委員	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用について、 ・運用開始から2年5か月が経過した現在、長野県が全国と比べても遅れている理由についてどのように考えているのか。 ・入札参加資格に取り入れ、来年度から適用されることになりました。どのぐらいの効果を見込んでいるのか。 ・県は、これらの施策以外に何か別の施策を考えているのか。国や他の地方公共団体では、他の取組事例はあるのか。	・建設キャリアアップシステムの活用は、大手ゼネコンが特に力を入れて推進しているため、大都市部において進んでいます。一方、長野県では、中小建設会社が請け負う規模の工事が多いため、全国に比べて遅れていると考えています。 ・入札参加資格で評価することの数値的な効果は見込んでいませんが、様々な機会にインセンティブを与えて、建設キャリアアップシステムが拡大することを期待しています。 ・これらの施策以外の新たな施策は、国のモデル工事などを参考として見直していきたいと考えています。	
(2)ウ 清掃、警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況	10 18 28 37 76	湯本委員	昨今のコロナの状況で、清掃業に他業種からの新規参入の業者があるのか確認したい。	・入札参加資格の建物清掃で登録されている業者は、H28年度が136者、R3年度現在126者であり、コロナの発生したR2年度以降の新規登録が6者でした。新規参入が増えたとは言えない状況です。	

別紙：建設工事の入札参加者の状況について

1 近年の入札状況



※受注希望入札 建設工事(環境部・農政部・林務部・建設部・企業局)



2 入札参加者数の推移

階層	(契約件数)														
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2				
1～10者	1,646	1,192	1,260	1,673	1,553	1,237	1,251	1,262	1,525	1,947	1,889				
11～20者	713	672	535	345	276	461	478	331	277	145	73				
21～30者	219	205	154	90	44	165	122	52	55	20	2				
31～40者	62	77	37	15	12	49	42	32	20	1	0				
41～50者	13	31	8	1	0	10	15	1	6	2	0				
51～60者	3	10	124	4	49	0	16	0	12	5	2	2	2	2	0
61～70者	1	3	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0
71者以上	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	2,660	2,193	1,998	2,124	1,885	1,931	1,911	1,680	1,885	2,117	1,964				
最大参加者数(者)	78	112	58	42	38	70	63	56	56	53	21				

3 平成23年度～平成26年度の入札参加者数の推移について

- 参加者が30者を超えるような多くの者が参加する工事が大きく減少したことが、平均参加者数の減少に大きく影響していると考えられる。
- 建設業の許可者数が、H22～H26にかけて約1割減少しており、平均参加者数の減少に影響していると考えられる。
- 次の観点でも傾向分析を試みたが、特徴的な傾向はみられない。
 予定価格帯毎の契約件数、予定価格帯毎の入札参加者数、業種毎の入札参加者数、地域毎の入札参加者数

建設工事に係る公募型見積合わせの導入について

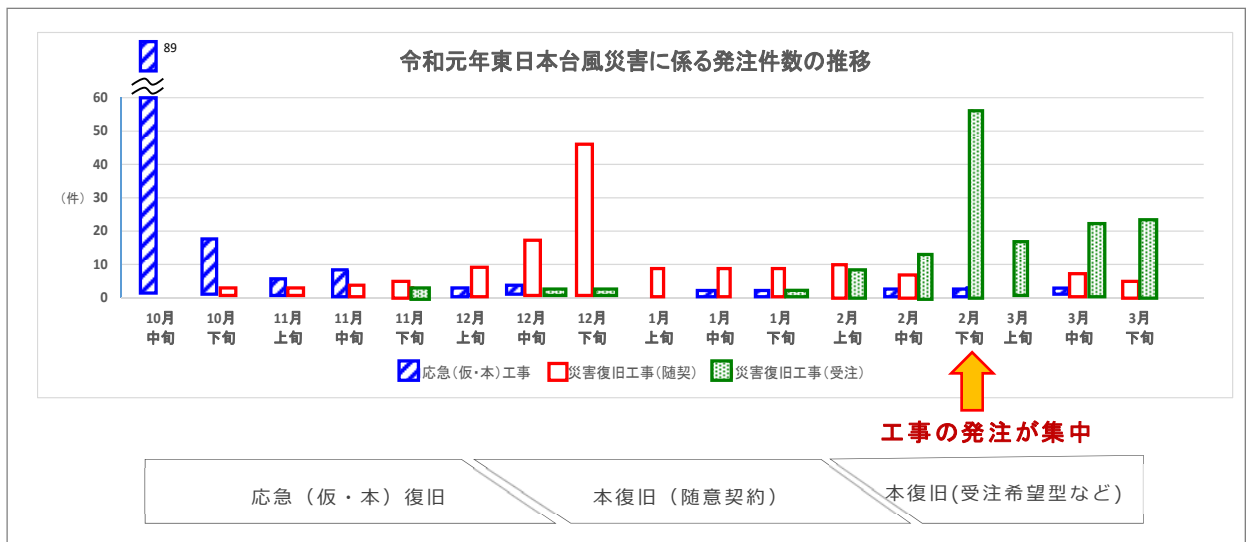
【取組番号 61】

○導入の背景

1 自然災害の頻発化・激甚化

令和元年東日本台風災害、令和2年7月豪雨災害、令和3年8月大雨災害 など

2 大規模災害時における入札契約



- (1) 復旧工事が急激に増加、同時期に集中
- (2) 労働力や資材などの調達環境の悪化
- (3) 一時的な需給ひっ迫による入札不調等の増加
- (4) 入札契約事務の長期化による復旧の遅れ、社会経済・住民生活への影響

3 復旧工事の迅速かつ円滑な実施

大規模災害時には、相当数の入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、このような状況下においても迅速かつ円滑に工事着手できる制度を検討

➡ 建設工事に係る公募型見積合わせの試行

別紙

建設工事に係る公募型見積合わせの試行について

近年、気候変動等の影響により自然災害が激甚化・頻発化している。早期復旧のため大規模災害時には相当数の入札及び契約を短期集中的に行う必要がある。

1 概要

- ・迅速かつ円滑に工事に着手できるよう、公募により案件ごとの参加表明の有無を確認し、参加希望者と競争見積による随意契約を行い、早期に災害復旧工事に着手する制度。

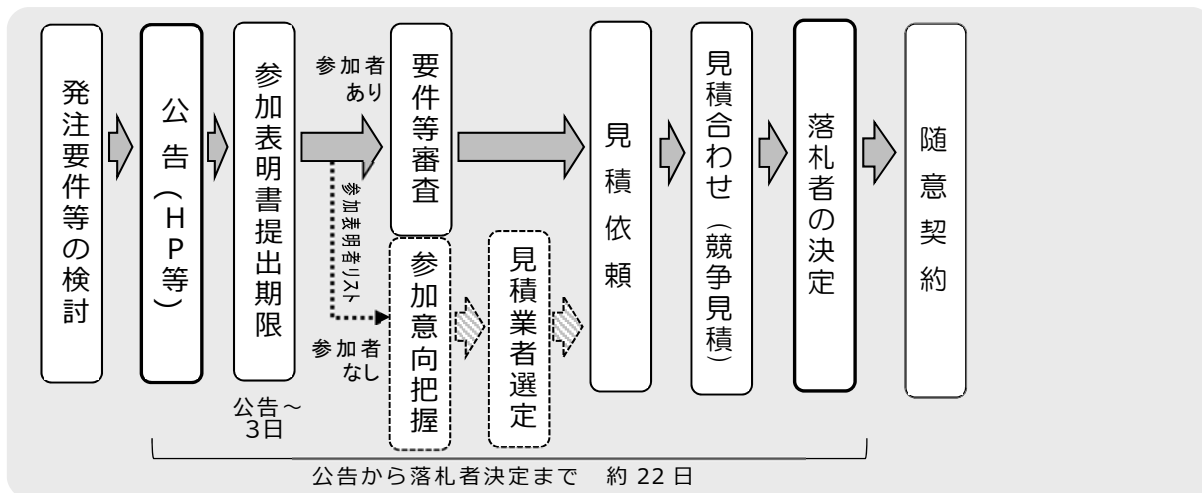
2 対象業務

- ・大規模災害で復旧工事の急激な増加、労働力等の調達環境の変化など需給が逼迫した状況が発生し、平常時の入札方式では不調不落の多発が予測され、迅速な契約、工事着手が困難な場合で、発災から概ね5ヶ月以内に公告を予定するもの。

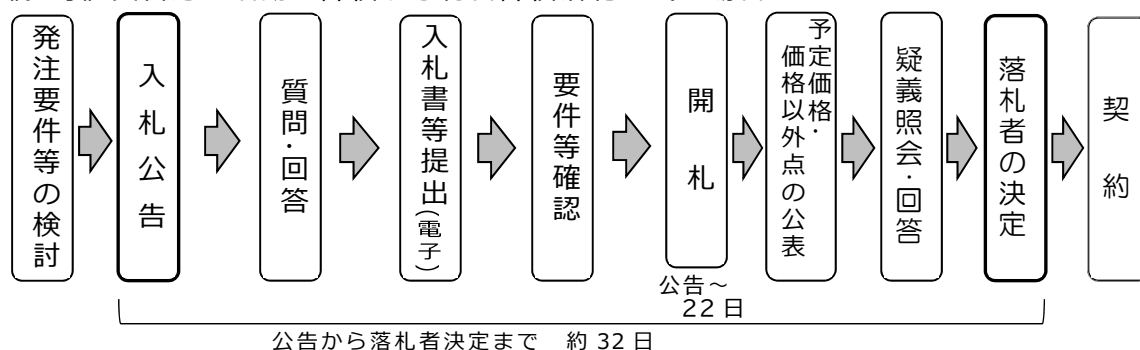
3 制度のメリット

- ・迅速な対応が求められる状況下で、契約相手を早期かつ確実に把握できる。
- ・同期公告案件の参加表明者リストを参考とした速やかな見積依頼により、工事着手の迅速化・円滑化が期待できる。
- ・共同企業体(復旧・復興JV)の参加も可能であり、不足する技術者等を広域的に確保する制度を活用できる。

4 事務の流れ



《参考》災害応急活動を評価する総合評価落札方式の場合



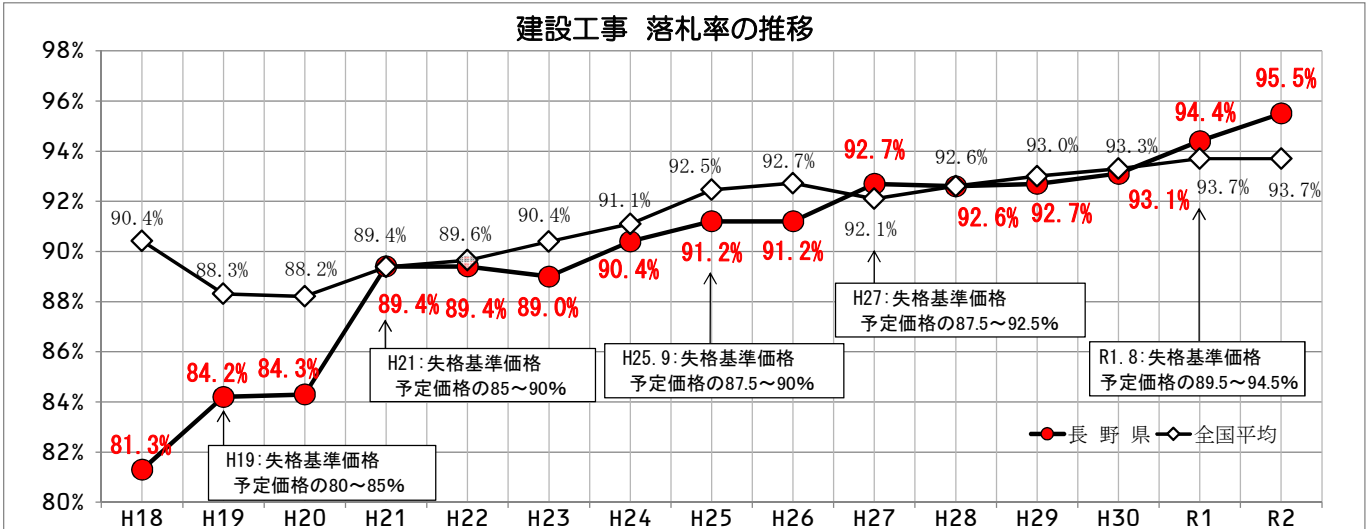
実施時期 令和3年12月1日から適用

建設工事等における全国の落札率の推移

1 建設工事

【取組番号3】

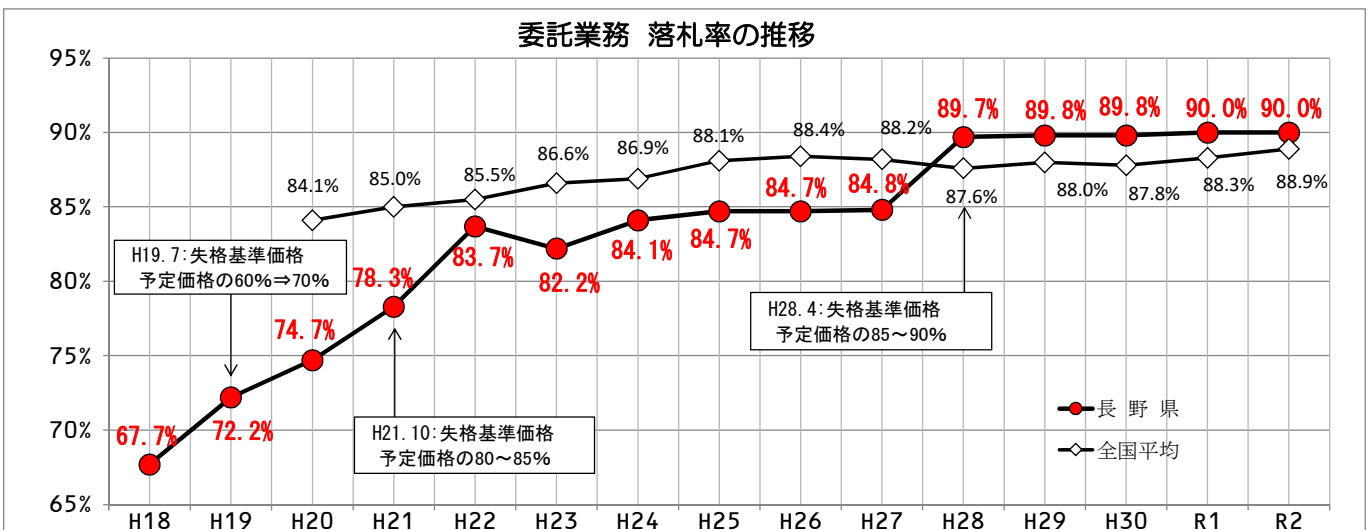
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
長野県	81.3%	84.2%	84.3%	89.4%	89.4%	89.0%	90.4%	91.2%	91.2%	92.7%	92.6%	92.7%	93.1%	94.4%	95.5%
全国平均	90.4%	88.3%	88.2%	89.4%	89.6%	90.4%	91.1%	92.5%	92.7%	92.1%	92.6%	93.0%	93.3%	93.7%	93.7%



※ H25までの他県の数値は「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について（国土交通省、総務省、財務省調べ）」による。
 ※ H26年度は鳥取県調べ、H27年度からは長野県調べによる。

2 委託業務

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
長野県	67.7%	72.2%	74.7%	78.3%	83.7%	82.2%	84.1%	84.7%	84.7%	84.8%	89.7%	89.8%	89.8%	90.0%	90.0%
全国平均			84.1%	85.0%	85.5%	86.6%	86.9%	88.1%	88.4%	88.2%	87.6%	88.0%	87.8%	88.3%	88.9%



※ H25年度までは宮城県調べ、H26年度からは長野県調べによる。

清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

【取組番号 18,76】

1 取組方針

- 【18】最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する
- 【76】適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

2 最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定方法

- (1) 予定価格算出時に適用している「労務単価（国土交通省）」を、「最低制限日額」に置き換えて算出

職 種	労務単価（日）	⇒	最低制限日額（日）
R3 清掃員 C	9,600 円		7,020 円

- (2) 最低制限日額は、長野県最低賃金（時給）に 8 時間を乗じた額

R3 最低制限日額：849 円/時 × 8 時間 × 1.033 ÷ 7,020 円
--

※R3 は、R2.10 に最低賃金が上がらなかったことに配慮し、特例として補正係数 1.033 (H29～R01 の平均上昇率) による割り増しを実施

3 令和 4 年度の最低制限日額

- (1) 最低賃金の改定

	R2.10.1 適用（時）	⇒	R3.10.1 適用（時）
長野県最低賃金	849 円		877 円

- (2) 最低制限日額

R4 最低制限日額：877 円/時 × 8 時間 ÷ 7,020 円

- (3) 職種別の最低制限日額

- ・清掃員 C：7,020 円
- ・清掃員 C 以外の職種：別表参照
- ① 清掃員 C との労務単価の比率を乗じて職種別の最低制限日額を算出
- ② R3 最低制限日額を下回る場合は、R3 の日額に据え置きとする

4 適用日

令和 4 年 4 月 1 日から実施する清掃、設備管理、警備業務に適用

別表：職種別最低制限日額一覧表

1. 職種別最低制限日額の算出

(単位：円/日)

	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	軽作業員
R4労務単価	13,700	10,900	10,000	13,900	11,900	10,500	18,900	18,200	15,800	15,800
単価比率	1.37	1.09	1.00	1.39	1.19	1.05	1.89	1.82	1.58	1.58
清掃員C×単価比率	9,617	7,651	7,020	9,757	8,353	7,371	13,267	12,776	11,091	11,091
R3最低制限日額	9,687	7,651	7,020	10,038	8,494	7,511	13,267	12,776	11,021	11,442
前年度比	99.3%	100.0%	100.0%	97.2%	98.3%	98.1%	100.0%	100.0%	100.6%	96.9%

2. 令和4年度最低制限日額

(単位：円/日)

	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	軽作業員
R4最低制限日額	9,687	7,651	7,020	10,038	8,494	7,511	13,267	12,776	11,091	11,442
前年度比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.6%	100.0%